

令和 5 年度

市民税・県民税
特別徴収に関する綴

茂原市役所

特別徴収義務者様

茂原市長



令和5年度 市民税・県民税の特別徴収義務者の指定について

平素より、市民税・県民税の特別徴収につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度市民税・県民税の特別徴収につき、地方税法第321条の4第1項及び第328条の5並びに茂原市税条例第45条及び第53条の6の規定により、貴社(所)を特別徴収義務者に指定いたしますので、お取り計らい下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和5年度市民税・県民税特別徴収に係る関係書類を同封いたしましたので、納税義務者(従業員等)に交付して頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、特別徴収税額決定通知書の内容に相違・変更等がございましたら、この綴りの中にある該当する届出書を速やかに提出してください。

特別徴収についての連絡先及び提出先

茂原市役所 企画財政部 市民税課

〒297-8511 茂原市道表1番地

電話 0475(20)1577

FAX 0475(20)1609

市公式ウェブサイト www.city.mobara.chiba.jp

※ お問い合わせ等の際は、特別徴収税額決定通知書に記載された指定番号をお知らせください。

特別徴収の取扱要領

1. 特別徴収とは

給与の支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与を支払う際に、従業員（納税義務者）が、その年度に納めるべき市民税・県民税を6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納める制度です。

パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、給与の支払を受ける人は原則すべて特別徴収となります。ただし、事業専従者や給与の支払が不定期で月々の徴収ができない等の一定の理由があれば、給与支払報告書を提出する際に、「普通徴収切替理由書」を提出することにより、例外として普通徴収（従業員自身で納めること）が認められることがあります。

2. 特別徴収税額決定通知書の納税者への通知

特別徴収により納入していただく場合は、特別徴収義務者を通じて5月31日までに、納税義務者に年税額及び月割額等を通知することとなっておりますので、同封の「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を、納税義務者にお渡しください。

既に、退職のため交付できない場合は、前述通知書を「給与所得者異動届出書」と共にご返送ください。

3. 特別徴収税額の徴収方法

特別徴収義務者用の「特別徴収税額決定通知書」に、納税義務者ごとの「月割額」が記載してありますので、各月の給与から徴収してください。

なお、年税額が5,000円以下の人については最初に徴収すべき月の給与からその全額を徴収することになります。

4. 特別徴収の納入方法と納期限

納税義務者から徴収した月割額の合計額及び退職所得に係る市民税・県民税は、徴収すべき月の翌月の10日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに4ページ及び納入通知書に記載の金融機関等で納入してください。

5. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満の事業所等については、「特別徴収税額の納期の特例」の制度があります。この制度は、毎月徴収した税額を、次のとおり年2回にまとめて納入するもので市長の承認が必要です。承認を受けようとする

る特別徴収義務者は「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

6月から11月までの徴収分……………12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収分……………翌年6月10日まで

土日・祝日の場合は翌営業日

6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に、「給与所得者異動届出書」の提出や確定申告等をしたことにより、税額の変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額で徴収し納入してください。

7. 異動の届出

(1) 従業員（非課税者含む）が退職・休職・転勤等で給与の支払を受けなくなった場合は、異動が発生した月の翌月の20日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

(2) 未徴収税額を従業員自身で納めてもらう場合
6ページの記入例に従い、異動届出書を提出してください。

(3) 未徴収税額を一括徴収する場合
7ページの記入例に従い、異動届出書を提出してください。

退 職 日	未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
6月1日 ～ 12月31日	本人の希望により普通徴収か一括徴収のどちらかを選択できます。
翌年1月1日 ～ 翌年4月30日	本人の希望にかかわらず一括徴収が義務付けられています。

(4) 転勤・転職により引き続き特別徴収を継続する場合
8ページの記入例に従い、異動先の事業所を經由して異動届出書を提出してください。

(5) 普通徴収から特別徴収へ変更される場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

8. 納入書の訂正

従業員個人の税額変更や異動届出書の提出により、事業所全体の納入金額が変更となる場合は、手書きで訂正していただき、納入してください。なお、一括徴収した税額は、納入書の給与分欄へ通常の給与分とともに書き入れてください。

9. 特別徴収税額を滞納された場合（地方税法等の改正により各事項が変更されることがあります）

納期限までに税金を完納しないときは、地方税法の定めるところにより、税額に延滞金を加算して徴収します。ただし、①税額が2,000円未満であるとき、②延滞金額が1,000円未満であるときを除きます。

10. 不服申し立てについて

特別徴収義務者と納税義務者にお届けした納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

11. 退職所得に係る市民税・県民税

退職者に支払われる退職手当等に対する市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、支払者が税額を計算し、その支払の際に徴収していただくことになっています。このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

（1）課税市区町村と納税義務者

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市区町村は、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市区町村です。

分離課税に係る所得割の納税義務者は、市区町村内に住所を有する人のうち、退職手当等の支払を受ける人です。

（2）納入先及び納入方法

特別徴収した分離課税に係る所得割は、(1)の課税市区町村に、徴収した月の翌月10日（土日・祝日の場合は翌営

業日)までに納入書により納入してください。

なお、納入書には納入金額欄の退職所得分欄に納入金額を記入し、裏面の「納入申告書」及び「退職者個人別明細書」にも所要事項を記入してください。「退職者個人別明細書」は任意の様式で別途送付して頂いても構いません。

12. 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

給与支払者の所在地・名称に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

13. 給与支払報告書の提出

令和5年1月1日から令和5年12月31日の期間中に給与の支払があった場合は、給与支払報告書を従業員の令和6年1月1日の住所地の市区町村に定められた期限までに提出してください。

14. 納入場所

千葉銀行	埼玉りそな銀行	銚子信用金庫	※ゆうちょ銀行・郵便局
みずほ銀行	千葉興業銀行	房総信用組合	
みずほ信託銀行	中央労働金庫	りそな銀行	茂原市役所内 千葉銀行派出所
京葉銀行	長生農業協同組合		茂原市役所 本納支所

※ゆうちょ銀行・郵便局について

関東各都県、山梨県以外の道府県で納入する場合は巻末の指定通知書に必要事項を記入し、納入するゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

異動（退職・休職・転勤など）があった場合は、速やかに給与所得者異動届出書をお送りください。

（送付先 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課）

※ 納税義務者が退職又は転勤された場合

納税義務者が異動（退職、死亡、転勤、長期欠勤、休職）されて給与の支払を受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額は普通徴収に切り替えるか、転勤先の特別徴収に切り替えるか、又は未徴収税額を一括徴収するかの方法によりますので、この「給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。

※ 用紙不足のときは、市公式ウェブサイト www.city.mobara.chiba.jp に掲載していますので、ご利用ください。

※ 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更が生じた場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茂原市長 宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3																	
令和 ×× 年 〇〇 月 △△ 日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ																	
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事																	
			代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎																	
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者			(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額		(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日													
受給者番号(整理番号)	フリガナ	鈴木 一郎	140,000 円		6 月から 9 月まで 8 月まで 5 月まで		××・8・31														
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)			35,600 円		104,400 円														
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日																				
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																				
1 月 1 日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1																				
給与の支払を受けなくなった後の住所																					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合にも記載してください。

一括徴収の理由	本人の氏名等
1. 異動が令和 ×× 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	続柄
2. 異動が令和 ×× 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	電話
<p>8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から普通徴収に変更する場合</p> <p>(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6 月から翌年 5 月分)</p> <p>(イ)徴収済額 35,600円(6 月から 8 月分)</p> <p>(ウ)未徴収税額 104,400円(9 月から翌年 5 月分)</p> <p>↑</p> <p>普通徴収税額</p>	

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市区町村処理欄		特別徴収義務者指定番号		12345	
		宛番号		123456-8	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		人事課人事労務係	
		氏名		特徴 花子	
		電話		000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月分から退職時までの給与支払額	
<ol style="list-style-type: none"> 退職 転勤 合併 休職 長期欠勤 死亡 会社解散 住所誤報 その他(特別徴収不可) 		<ol style="list-style-type: none"> 特別徴収継続 一括徴収(1月以降は必須) 普通徴収理由 異動の事由のとおり 		円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:茂原市の場合は、年間の給与支給額が93万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)				

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では	※市区町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月割額 円を	
フリガナ	電話	月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称	(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名		納入書 要 ・ 不要	

【提出先】〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

3 1 「黒のボールペン又はペンで記載してください。」
2 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書摘要欄の番号を記載してください。
3 「転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。」
4 「ただし」(給与所得者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。)
5 「また、前勤務先が個人事業主の場合」(給与支払者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茂原市長 宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3																	
令和 ××年 〇〇月 △△日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ																	
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事																	
			代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎																	
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者			(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日															
受給者番号(整理番号)	フリガナ	鈴木 一郎	140,000																		
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)	6月分から9月まで ××・8・31																		
生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日		8月まで 5月まで															35,600		104,400	
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1																				
給与の支払を受けなくなった後の住所																					

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市区町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号		12345		※市区町村ごとに異なります	
宛名番号		123456-8			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所変更 ⑨ その他		1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) 9月分で納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収理由		1,200,000 控除社会保険料額 60,000	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
① 異動が令和 ××年 12月 31日 までで、申出があったため (8月 25日申出)	9・20	104,400	104,400
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	.	

相続人の氏名		氏名		続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	
		住所			2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 茂原市の場合は、年間の給与支給額が93万円以下)	
		電話			3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
					4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

◎転動(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒	(ア)特別徴収税額(年税額)	140,000円(6月から翌年5月分)
フリガナ		(イ)徴収済額	35,600円(6月から8月分)
氏名又は名称		(ウ)未徴収税額	104,400円(9月から翌年5月分)
代表者の職氏名		↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

【提出先】 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収継続記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市区町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		12345		※市区町村ごとに異なります	
宛名番号		123456-8			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
		氏名 特徴 花子		電話 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由		異動後の未徴収額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死 7. 会社		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3 普通徴収 (月分で納入 (月日納期分))		1,200,000 控除社会 保険料額 円 60,000	
8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。		××8・31			

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	140,000	35,600	104,400	××8・31
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)			
生年月日	昭和・平成	50年1月1日			
個人番号	〇〇県××市△△3-2-1				
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1				

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

徴収予定

1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
(月 日申出)	.	円	円
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円

相続人の氏名等

氏名	続柄	1 (普B)	2 (普C)	3 (普D)
		他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	給与が少なく税額が引けない (例: 茂原市の場合は、年間の給与支給額が93万円以下)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	67890	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。	※市区町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	氏名	特徴 進	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	電話	111-111-1111 (内線 222)	納入書 (要) ・ 不要	
氏名又は名称	〇×不動産 株式会社				
代表者の職氏名	代表取締役 特徴 次郎				

【提出先】 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市区町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市区町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏 名			
		電 話		(内線)	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所異報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (理由)	
				月分で納入 (月 日納期分)	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)			
2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例：茂原市の場合は、年間の給与支給額が93万円以下)			
3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)			
4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)			

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		〒	
住所(居所) 又は所在地		フリガナ		氏名又は名称	
代表者の 職 氏 名		個人番号 又は法人番号		異動年月日	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	
氏 名		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	
生 年 月 日		昭和・平成 年 月 日		月 月 月 月	
個 人 番 号		(旧姓)		月 月 月 月	
1 月 1 日 現在の住所		(旧姓)		月 月 月 月	
給与の支払を受け なくなった後の住所		(旧姓)		月 月 月 月	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定			相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏 名	
		円	円	円	続 柄	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円	円	住 所	
		円	円	円	電 話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地		氏 名			
フリガナ		電 話		※ 市 区 町 村 記 入 欄	
氏 名 又 は 名 称		(内線)			
代表者の職氏名		電 話			

【提出先】 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書摘要欄の番号を記載してください。
 3 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、給与所得者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には一括徴収することが義務付けられています。

特別徴収切替届出(依頼)書

市区町村使用欄	
---------	--

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 茂原市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号			※市区町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の職氏名												氏名		
法人番号	_____										電話	_____				

給与所得者	フリガナ											旧姓			普通徴収 切替期間	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名															
	生年月日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日										特別徴収 開始予定月	月分(_____ 月 _____ 日納期分)から 特別徴収を開始します。			
	1月1日現在の住所	〒 _____											届出理由	1. 入社 2. その他(_____)		
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の連絡		必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 茂原市長	（特別徴収義務者 給与支払者）	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります	
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号													

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和 ____年 ____月 ____日
-------	----------------------

事項	変更前(旧)	※変更項目のみ記入してください。	変更後(新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名称				
電話番号	— — (内線)		— — (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 _____										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ											
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		名称											
			電話番号	— — (内線)										
	指定番号		※市区町村ごとに異なります	法人番号										
指定番号	※市区町村ごとに異なります	特別徴収義務者 指定番号											※市区町村ごとに異なります	

【提出先】 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課



特別徴収税額の特例に関する承認申請書

(宛先) 茂原市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び茂原市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者の 職氏名						電話番号					— — —
法人番号											担当者 (連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります										

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 以後		特別徴収税額
	月 区 分	給与支払人員 給与支払額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	年 月	(臨時 人) (円)	円
		常時 人	
	年 月	(臨時 人) (円)	円
		常時 人	
	年 月	(臨時 人) (円)	円
		常時 人	
年 月	(臨時 人) (円)	円	
	常時 人		

※賞与等の臨時の給与の金額を含む。
 ※茂原市以外の全市区町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額
 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。

市区町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日

有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無

【注意事項】

送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所企画財政部市民税課

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

店長様

郵便局長様

千葉県茂原市長



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて本市の市民税・
県民税(特別徴収税額)の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 貯業2第2759番 |
| 1. 口座番号 | 00180-5-960372番 |
| 1. 加入者名称 | 茂原市会計管理者 |
| 1. 取りまとめ局名 | 東京貯金事務センター |

※特別徴収による市民税・県民税をゆうちょ銀行・郵便局に納入する場合には、この指
定通知書にゆうちょ銀行・郵便局名、年月日を記入のうえ、第一回分を納入する時に
ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。